基労補発0401第4号 平成26年4月1日

都道府県労働局 労働基準部長 殿

> 厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準 の一部改定に係る周知及び協定の締結について

標記については、平成26年4月1日付け基発0401第55号通達により、平成26年4月1日以降に実施された施術に対して、改定後の労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準(以下「改定算定基準」という。)によるとともに、同算定基準に基づく管内の関係団体との協定の締結ついて指示されたところである。

このため、本職からは、別添により、関係団体に対して、会員への周知及び 協定の締結についての協力を依頼したところであるので、貴職におかれては、 対応に遺漏なきを期されたい。 公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師 施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定 基準について別添のとおり改め、平成26年4月1日以降に実施された施術に対 して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いた しました。

(平成<u>26</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日以降の施術)

| 初                             |  | · 検 :                            | 科 <u>2,810</u> 円        | 注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初<br>検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。<br>ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額<br>に 1,870 円を加算する   |
|-------------------------------|--|----------------------------------|-------------------------|--|
|                               |  |                                  |                         | 注1 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。  |
| 往                             |  | 療                                | 学 2,160円                | 2 夜間往療については、所定金額(注1による加算金額を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。<br>3 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の<br>往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は<br>当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位<br>の患家の所在地を起点とする。   |
|                               | はり・き                                       | 1 術の場へ                           | 2,600円                  | 注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を<br>行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額<br>を加算する。  |
|                               | ゆう   | 2 術(はり・き <sub>)</sub><br>う併用)の場合 |                         |  |
| 施                             | マッ   | マッサージを行<br>た場合                   | D 1月1回限り<br>2,600円      | 注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。   |
| 術                             | サージ  | 温罨法を併施しる場合                       | ± 1回につき<br>100円加算       |  |
| 料                             |  | 変形徒手矯正術<br>行った場合                 | t 1肢につき<br><u>565</u> 円 |  |
|                               | はり又はきゅうと 1日1回限り<br>マッサージの併用 <u>3,960</u> 円 |                                  |                         | 注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を<br>行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする<br>特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、<br>内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には<br>所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。  |
| 電気・光線器具による療法 1日1回限り<br>550円加算 |  |                                  |                         | 注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病<br>労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、<br>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の<br>範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧<br>師にあっては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、<br>はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及<br>び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。<br>ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線<br>器具を使用しても1回として算定する。 |
| 休                             | 休 業 証 明 料 1件につき<br>2,000円                  |                                  |                         | 休業(補償)給付請求書における証明  |

公益社団法人 日本鍼灸師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師 施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定 基準について別添のとおり改め、平成26年4月1日以降に実施された施術に対 して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いた しました。

(平成<u>26</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日以降の施術)

|             |                                  |                                     |                          |   | 注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初                               |
|-------------|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|---|--|
|             |                                  |                                     |                          |   | 検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。                                 |
| 初           |                                  | 検                                   | 料                        | 2,810円  | ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額                                 |
|             |                                  |                                     |                          |   | に 1,870 円を加算する   |
|             |                                  |                                     |                          |   | 注1 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメート                               |
|             |                                  |                                     |                          |   | ルまでの場合については2キロメートル又はその端数                                 |
|             |                                  |                                     |                          |   | を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロ                                |
|             |                                  |                                     |                          |   | メートルを超えた場合については、一律 2,880 円を加                             |
|             | 療料                               |                                     |                          | 2, 160 円  | 算する。   |
| 往           |                                  |                                     |                          |   | <sup>妍,</sup> る。<br>    2  夜間往療については、所定金額(注1による加算金       |
| 1.          |                                  | 775K                                | 料                        | 2, 100  | 福を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。                             |
|             |                                  |                                     |                          |   | 3 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の                                |
|             |                                  |                                     |                          |   |  |
|             |                                  |                                     |                          |   |  |
|             |                                  |                                     |                          |   | 当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位                                 |
| <del></del> |                                  |                                     |                          | ے وسلومل ویستو ہی ویس                                       | の患家の所在地を起点とする。<br>注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を             |
|             | はり                               | 1 術の場合                              | 1日1回限り                   | 在 場所部位が2以上にわたり、かう、ヨ談部位に他州を<br>  行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額 |  |
| ĺ           | 9                                |                                     |                          | 2,600円  | 17つた場合には、所た金額の100分の20に相当する金額   を加算する。                    |
|             | きゅ                               | 2術(はり・                              | きゅ                       | 1日1回限り  | <i>て加昇する。</i><br>  |
|             | う                                | う併用)の場合                             |                          | 3,960円  |  |
| 施           |                                  | マッサージを行っ                            | 1日1回限り<br><u>2,600</u> 円 | 注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサー                                  |  |
| ALE.        | マッサ                              |                                     |                          | ジ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサー                                   |  |
|             |                                  | た場合                                 |                          | ジ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の                                   |  |
| 3           |                                  |                                     |                          | 100 分の 20 に相当する金額を加算する。                                     |  |
| 術           |                                  | 温罨法を併施した<br>場合<br>変形徒手矯正術を<br>行った場合 |                          | 1回につき   |  |
|             | ジ                                |                                     |                          | 100 円加算   |  |
|             | ,                                |                                     |                          | 1肢につき   | . ,  |
| nksi.       |                                  |                                     |                          | 565円  |  |
| 料           |                                  | 13 - 12 33 13                       |                          | 000 1 1   | 注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を                               |
|             |                                  |                                     |                          |   | 在一場が配位が2以上にわたり、から、ヨ畝配位に他州を一行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする     |
| ļ           | はり又はきゅうと                         |                                     |                          | 1日1回限り  | 17つた場合及の特定の組織又は収益を他州の対象とする    特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、  |
|             | マッサージの併用                         |                                     | 3,960円                   | 内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には                                  |  |
|             |                                  |                                     |                          | 所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。                                   |  |
|             |                                  | <del></del>                         |                          |   | 注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病                               |
|             | 電気・光線器具による療法<br>1月1回限り<br>550円加算 |                                     |                          | 1日1回限り  | 注 めん摩ィッケーン指注師、はり即及いさゆり師が傷柄<br>労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、 |
|             |                                  |                                     |                          |   |  |
|             |                                  |                                     |                          |   | あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の                                |
| æ≻ ≻        |                                  |                                     |                          |   | 範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧                                |
| 电気          |                                  |                                     |                          | 550 円加算   | 師にあっては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、                               |
| j           |                                  |                                     | Ī                        |   | はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及び電気火災のできます。                     |
|             |                                  |                                     |                          |   | び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。                                |
|             |                                  |                                     |                          |   |  |
| ,           |                                  |                                     |                          |   | ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線                                 |
|             |                                  |                                     |                          |   | 器具を使用しても1回として算定する。                                       |
|             |                                  | 生証明                                 | 料                        | 1件につき<br>2,000円   |  |

公益社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師 施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定 基準について別添のとおり改め、平成26年4月1日以降に実施された施術に対 して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いた しました。

(平成 26年4月1日以降の施術)

| 初  |                            | <b>検</b>                | 料   | <u>2,810</u> 円             | 注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初<br>検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。<br>ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額<br>に 1,870 円を加算する   |
|----|----------------------------|-------------------------|-----|----------------------------|--|
| 往  |                            | 療                       | 料   | 2, 160 円                   | 注1 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額(注1による加算金額を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。 3 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。      |
|    | はり・きゅ                      | 1 術のも                   | きゅ  | 1日1回限り<br>2,600円<br>1日1回限り | 注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を<br>行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額<br>を加算する。  |
| 施  | うマッ                        | う併用)の:<br>マッサージを<br>た場合 |     | 3,960円<br>1月1回限り<br>2,600円 | 注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。   |
| 術  | サージ                        | 温罨法を併施<br>場合            |     | 1回につき<br><u>100</u> 円加算    |  |
| 料  |                            | 変形徒手矯正<br>行った場合         | 三術を | 1 肢につき<br><u>565</u> 円     |  |
|    | Į.                         | より又はきゅう<br>マッサージの使      |     | 1日1回限り<br><u>3,960</u> 円   | 注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を<br>行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする<br>特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、<br>内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には<br>所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。  |
| 電力 | 電気・光線器具による療法 1月1回限り 550円加算 |                         |     |                            | 注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病<br>労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、<br>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の<br>範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧<br>師にあっては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、<br>はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及<br>び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。<br>ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線<br>器具を使用しても1回として算定する。 |
| 休  | 休 業 証 明 料 1件につき 2,000円     |                         |     |                            | 休業(補償)給付請求書における証明  |

社会福祉法人 日本盲人会連合 会長 殿

厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師 施術料金算定基準の一部改定について

今般、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定 基準について別添のとおり改め、平成26年4月1日以降に実施された施術に対 して、改定後の施術料金を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いた しました。

(平成 26年4月1日以降の施術)

| 初  |  | 検 *               | 2,810円                  | 注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初<br>検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。<br>ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額<br>に 1,870 円を加算する   |
|----|--|-------------------|-------------------------|--|
| 往  |  | 療                 | 2,160円                  | 注1 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額(注1による加算金額を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。 3 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。      |
|    | はり・きゅ                                      | 1 術 の 場 台         | 2,600円                  | 注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を<br>行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額<br>を加算する。  |
|    | ゆう   | う併用)の場合           | 3,960円                  |  |
| 施  | マッ   | マッサージを行った場合<br>   | 1日1回限り<br>2,600円        | 注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。   |
| 術  | サージ  | 温罨法を併施した<br>場合    | 1回につき<br><u>100</u> 円加算 |  |
| 料  |  | 変形徒手矯正術を<br>行った場合 | 1 肢につき<br><u>565</u> 円  |  |
|    | はり又はきゅうと 1日1回限り<br>マッサージの併用 <u>3,960</u> 円 |                   |                         | 注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を<br>行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする<br>特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、<br>内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には<br>所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。  |
| 電力 | 電気・光線器具による療法 1日1回限り 550円加算                 |                   |                         | 注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病<br>労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、<br>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の<br>範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧<br>師にあっては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、<br>はり師及びきゅう師にあっては電気鍼又は電気温灸器及<br>び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。<br>ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線<br>器具を使用しても1回として算定する。 |
| 休  |  | 差 証 明 *           | 1 件につき<br>2,000 円       | 休業(補償)給付請求書における証明  |

